



いろいろな給付と手当

★これらの手当の申請は、いつでも受付をしています。
★この表を見てあてはまると思われる方は、早めにお問い合わせください。
問い合わせ先 町住民課 ☎ (57)4141

保存版

(平成25年4月1日現在)

※今後、内容に変更が生じことがあります。

手当の名称	受給資格・支給額	制限
児童手当	15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(中学校第3学年修了前の児童)を養育している方 ◇3歳未満の児童 1人につき 月額 15,000円 ◇3歳～小学生 第1子・2子 月額 10,000円 第3子以降 月額 15,000円 ◇中学生 月額 10,000円 ◇所得制限限度額を超過する方 月額 5,000円	所得制限あり (24年6月から導入)
遺児手当	兩親が死亡、またはどちらかが死亡した義務教育終了前の児童を監護している父母、または養育者 ◇1人につき 月額 3,000円	所得制限あり ・町民税の所得割が課せられていないこと ・児童福祉施設に入所しているこどもは除く
児童扶養手当	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間(重い障がいは20歳未満)の児童を次の状態で監護している母、または父、または養育者 ・父母が離婚、父又は母が重い障がい、父又は母の生死が不明、未婚の母等。 ◇全額支給は、月額 41,430円 ◇一部支給は所得に応じて月額 41,420円から 9,780円まで ◇児童2人目は 5,000円、3人目から1人月額 3,000円加算 ※平成22年8月1日より、父子家庭(子と生計を同じくしている父)も支給対象になりました。	所得制限あり ・公的年金給付(老齢福祉年金を除く)または遺族補償を受けることができる場合は除く ・児童が施設に入所したり里親に預けられた場合は除く ・その他にも必要要件あり
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の児童を監護している父、または母、父母がいないときはその児童を養育している方 ①身体障害者手帳1・2級、3(一部)級、療育手帳A1・A2及び同程度の障がい者 ②身体障害者手帳3・4(一部)級、療育手帳B1及び同程度の障がい者 ◇①級…月額 50,400円 ◇②級…月額 33,570円	所得制限あり ・公的障害年金を受けることができるか、または児童福祉施設に入所している場合は除く
特別障がい者手当	20歳以上の重度心身障がい者で絶対安静が必要な方、全面介護の必要な方 ◇月額 26,260円	所得制限あり ・社会福祉施設に入所または3ヶ月以上の入院がある場合は除く
障がい児福祉手当	精神、または身体に著しい重度障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする程度の障がいのある20歳未満の方 ◇月額 14,280円	所得制限あり ・社会福祉施設に入所または障がいを事由とする年金などを受給できる場合は除く
特定疾患患者介護手当	栃木県特定疾患治療研究事業の対象者、または対象患者を介護している方 ◇月額 3,000円	所得制限なし
在宅ねたきり老人及び認知症である老人介護手当	65歳以上のねたきり老人・認知症である老人で、要介護4、または5に認定された者と同居し(野木町に住所を有する方)、日常生活の介護に当たっている方 ◇月額 3,000円	所得制限なし ・社会福祉施設に入所または病院等に入院した場合は除く
ひとり親家庭医療費の助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の児童を監護しているひとり親家庭 ◇保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額 ◇医療機関ごとに500円自己負担がかかります。 ※この医療機関ごとの500円の自己負担については、当分の間町で負担します。	所得制限あり
重度心身障がい者医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2又はIQ 35以下、身体障害者手帳3・4級でIQ 50以下の方 65歳～74歳までの方、①後期高齢者医療制度に加入している方は全額補助。 ②後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方は1割補助。 ◇保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額 ◇医療機関ごとに500円自己負担がかかります。ただし、市町村民税世帯非課税者は、自己負担はありません。 ※この医療機関ごとの500円の自己負担については、当分の間町で負担します。	所得制限なし
こども医療費の助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の保護者の方 ◇保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額 ◇入院時の食事代は、領収書を添付の上申請書を提出して頂ければ助成になります。 ◇3歳から18歳までについて、医療機関ごとに500円自己負担がかかります。 ※この医療機関ごとの500円の自己負担については、当分の間町で負担します。	所得制限なし
妊産婦医療費の助成	妊産婦(出生月の次の月まで) ◇保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額 ◇医療機関ごとに500円自己負担がかかります。 ※この医療機関ごとの500円の自己負担については、当分の間町で負担します。	所得制限なし